

## 税制調査会（第2回総会）議事録

日 時：平成28年9月15日（木）13時30分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○中里会長

それでは、第2回税制調査会を開会します。

本日は、お忙しい中、麻生副総理兼財務大臣、石原経済財政政策担当大臣、高市総務大臣に御出席いただいています。また、越智内閣府副大臣、木原財務副大臣、原田総務副大臣にも御出席いただいています。ありがとうございます。

それでは、まず、麻生副総理から御挨拶を賜ればと思います。副総理、よろしくお願ひします。

### ○麻生副総理兼財務大臣

それでは、本日はお忙しい中、多くの委員の方々、特別委員の方々に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

前回、第1回目の会合において、総理のほうから日本の経済社会の構造変化等を踏まえて、個人所得課税の改革、また国際課税の見直し等々について議論を進めるよう指示のあったところであります。

個人所得課税に関しましては、政府税制調査会の委員の皆様には、これまで2回にわたって論点整理をまとめていただいております。総理の指示にもありましたように、働き方改革をベースとして、就業調整を意識せずに働くことができるようにするなど、多様な働き方に中立的な仕組みの構築に向けて、今後更に議論を進めていく必要があるかと考えております。

また、結婚し、子供を産み育てようとする若い世代に配慮することも併せて重要であろうと存じます。こうした改革は、人々の暮らしに密接に関係するものであります。国民の意識や価値観にも関わる事柄でもありますため、丁寧に議論を積み重ね、国民の理解を得ながら進めていく必要があると存じます。

その際、骨太の方針も踏まえ、税制中立の枠組みの下で改革を進める必要がある、そのように考えております。

国際課税に関しましては、「パナマ文書」の公開等々を機に、日本が3年数カ月にわたって議論を主導してまいりましたBEPSプロジェクトの重要性がますます高まってきておると存じます。

私が出席をいたしました6月の京都でのOECD租税委員会会合でも、80カ国を超す国々が参加をされてございましたが、今後、より多くの国が本プロジェクトの合意事項を一貫して着実に実施することが重要である旨を確認しております。

今後は、その実施段階として、本プロジェクトの成果を各国で段階的に制度化をしていく必要があることとなります。日本としては、外国子会社合算税制の見直しをはじめ

め、必要な税制改正を責任を持って進めるべきと考えております。

税制は申すまでもなく、制度に対する納税者の信頼が得られることが最も重要であろうと思います。このため、租税回避行為に対します国民や国際社会の厳しい目があることなどを踏まえて改革を進めていく必要があるということがあろうかと存じます。

最後に、税制は経済や社会の在り方と深く関わっているからこそ、中長期的な視点から、あるべき姿を展望しつつ、税制改正に取り組んでいくことが必要であります。このため、今後とも中里会長、神野会長代理をはじめ、委員各位の皆様により一層の充実した議論をお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきたいと存じます。よろしくようお願い申し上げます。

#### ○中里会長

副総理、ありがとうございました。

続きまして、石原経済財政政策担当大臣から、御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○石原経済財政政策担当大臣

経済財政政策担当の石原でございます。

今日は委員の先生方にはお忙しい中御出席を賜り、私からも厚く御礼を申し上げたいと思います。申すまでもございませんが、日本の経済社会の潜在成長力を高めていくためには、やはり社会経済の構造変化に対応した改革を行っていかねばならないと思っております。これはもう御承知のことだと思っておりますが、成長戦略の新たな司令塔として、未来投資会議というものをスタートさせていただきました。構造改革をスピードアップ、さらにパワーアップをしていきたいと考えております。

税制につきましては、麻生副総理もお話になられておりますとおり、人口構造や働き方等々の大きな変化に対応して、国民の皆様方が納得を得られるような改革の具体化というものを本税制調査会において議論を進めていただければと考えております。

委員の皆様におかれましては、専門的、多角的な視点から、積極的な御議論をお願いいたしまして私からの挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

#### ○中里会長

石原大臣、どうもありがとうございました。

それでは、高市総務大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○高市総務大臣

ありがとうございます。

中里会長、神野会長代理をはじめ、委員の先生方には、いつも地方税制について御指導を賜り、誠にありがとうございます。

アベノミクスを一層加速化させること、そして、一億総活躍社会を実現することと

いうことを考えますと、本当に働き方改革に今、真剣に取り組んでいく必要があると存じます。そして、税制の面では、個人所得課税につきまして、人口構造や家族構成など経済社会の構造変化を踏まえた改革に取り組むということ。それから、女性の就労拡大など、多様化する働き方に中立的な仕組みを構築するということ。そして、若い世代に光を当てて、安心して結婚をし、子供を産み育てられる環境を作っていくということが重要だと考えております。

特に働き方に中立的な税制ということに関しましては、私自身、総務大臣に就任する直前の一昨年(2017年)の9月上旬まで、自民党の政調会長、そして、また日本経済再生本部長を務めておりまして、その中で2年にわたりまして提言を出させていただいております。働き方に中立的な税制、そして、併せてベビーシッターなど家事支援税制についても当時提言をさせていただき、なかなか願いは叶わなかったのですが、今、大きな流れが起きていることを感じております。

地方税におきます個人住民税でございますが、これは地域社会の会費的な性格も有しております。地方自治を支える重要な基幹税源でもございますので、先生方におかれましては、こうした性格にも一定の御理解をいただきながら、ぜひとも専門的、多角的な視点から御議論を賜り、御指導をいただきたく存じます。よろしく願いいたします。

#### ○中里会長

高市大臣、どうもありがとうございました。

続きまして、本日御出席いただいております副大臣の方々を御紹介させていただきます。

まず、越智内閣府副大臣です。

#### ○越智内閣府副大臣

経済財政政策を担当いたします内閣府の副大臣、越智隆雄でございます。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

木原財務副大臣です。

#### ○木原財務副大臣

財務副大臣、税制を担当しております木原稔です。本日もどうぞよろしく願いいたします。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

原田総務副大臣です。

#### ○原田総務副大臣

総務省で税を担当いたします副大臣の原田でございます。どうぞよろしく願いを

いたします。

**○中里会長**

ありがとうございます。

それでは、申し訳ございませんが、カメラの皆様はここで御退室をお願いします。

(カメラ退室)

**○中里会長**

それでは、ここで、お三方の大臣につきましては、所用のため退席させていただきます。どうもありがとうございました。

(麻生副総理兼財務大臣退室)

(石原経済財政政策担当大臣退室)

(高市総務大臣退室)

**○中里会長**

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、まず「個人所得課税について」です。

前回の総会の結びで、私から個人所得課税について、就業調整を意識せずに働くことができるようにするといった多様な働き方に中立的な仕組みや、若い世代に光を当て、安心して結婚し、子供を産み育てることができる税制の構築、これについて議論を進める旨、申し上げました。

このような観点から、個人所得課税改革に関する初回の議論として、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築や所得控除方式の見直しについて議論を行いたいと思います。

議論の再開に当たって、事務局には、これまでの議論の経緯や本日の議題に関連する資料を用意していただいていますので、まず事務局から御説明していただいた後、委員の皆様から御意見、御質問等を頂きたいと思っています。

それでは、主税局小野税制第一課長、よろしくをお願いします。

**○小野主税局税制第一課長**

よろしくをお願いします。お手元の「説明資料〔所得税①〕」、右肩の資料総2-1を御覧ください。

めくっていただきまして、目次を御覧いただきますと「これまでの経緯」「働き方や家族のあり方をめぐる構造変化」「所得税の構造の国際比較」といったことで、これまでの議論を振り返らせていただき、「4. 就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築」、更に「5. 所得控除方式の見直し」につきましては、ただ今会長からありましたように、本日の議論の参考になるような資料をまとめています。いずれも既にお目通しいただいたことのある資料ですので、簡潔に御説明したいと思います。

めくっていただきまして「これまでの経緯」のところです。

2ページを御覧いただきますと、これは一昨年、平成26年の経済財政諮問会議の議

事録ですが、麻生副総理兼財務大臣の御発言に下線を引いています。この問題については所得税の根幹に関わることであり、中長期的な視点から、幅広く政府税制調査会で議論していくこととしたいということで、女性の活躍推進と税制に関する発言がなされています。

これを受けまして、安倍総理から一番下ですが、現在の税制につきまして、働き方に中立的な制度について検討を行っていただきたいという御議論を受け、めくっていただきますと、その年の骨太の方針2014ですが、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進めるという方針が示されています。

これを受けまして、4ページですが、本調査会におきまして、いわゆる第一次レポートをまとめていただいています。ここにありますように、A、B、Cという選択肢と論点を示していただいています。

ここまでが一昨年の議論ですが、5ページを御覧いただきますと、ここからが昨年の議論です。昨年の6月の骨太の方針2015ですが、下線にありますように、i、ii、iiiといった視点で政府税制調査会を中心に具体的な制度設計の検討に速やかに着手するという方針が示されています。

一番下の行に目を移していただきますと、その際、今後の改革の中心となる個人所得課税については、税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行うということが閣議決定されています。

1ページ飛ばしていただきまして、7ページ以下に、この方針を受けまして、本調査会で昨年11月に取りまとめたいただいた論点整理の概要をつけています。個人所得課税改革の部分についての抜粋です。この7ページにつきましては、「1. 結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し」ということで、まず、先ほど言及しました一次レポートにおける選択肢について、更に検討を深める必要があるということ。

中ほどのところの下線部ですが、所得控除方式を採用している諸控除を見直し、税負担の累進性を高めることを通じて、低所得層の負担軽減を図っていくことを中心に検討すべきであるという言及がなされています。

一番下の行ですが、今後、これら諸外国の例も参考にしつつ、所得控除方式を採っている諸控除の在り方について、それぞれの控除の性格や経済社会の構造変化も踏まえ、見直しの要否や、見直し後の新たな制度の基礎となる考え方を含めて幅広く検討していく必要があるという言及がなされているということです。

8ページが昨年の論点整理の2番目の柱です。「2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた『人的控除』の重要性」というくくりです。

昨年御議論いただきましたように、下線部で請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が高まっているということも指摘されており、給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れてきているという分

析がなされた上で、個人所得課税における税負担調整の在り方として、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の重要性が高まっていると考えられるという方針、方向が示されています。

9ページが3番目の柱です。「3. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築」ということで、中ほどの下線部のところを御覧いただきますと、金融所得や企業年金・個人年金等に関連する税制上の諸制度について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に幅広く検討していく必要があるという言及をいただいています。これら大きく1、2、3の論点を中心に、今後、所得税の議論をしていただくということになります。

10ページを御覧いただきますと、このような議論を受けまして、今年の6月の骨太の方針ですが、税制については政府税調が取りまとめたこれまでの論点整理を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進めるということ。また、下段のほうですが、税制の構造的な見直しを計画期間中もできるだけ早期に行うという方針が示されています。ここまでがこれまでの経緯です。

12ページからは、昨年御覧いただきました様々な経済社会の構造変化に関わる資料の抜粋をつけています。まず、12ページ、総人口等の推移等ですが、2008年をピークに総人口が減少していく中、生産年齢人口につきましては、それより早い1995年をピークとして総人口より早いペースで減少していくといったことになっています。

13ページを御覧いただきますと、共働き等世帯数の推移ということで、専業主婦世帯と比べますと、1997年以降は共働き世帯が専業主婦世帯数を逆転しており、2015年には実に62%に達しているという状況です。

14ページを御覧いただきますと、そのような中でも、夫がフルタイム、妻がパートタイムといった世帯の数が相対的に増えてきているということが示されています。

更に15ページを御覧いただきますと、パート勤務の妻の所得の分布について、150万円未満のところに9割の方々が分布しているといった状況になっています。

16ページを御覧いただきますと、ここに出生数、合計特殊出生率の推移をつけています。このように、このところ人口置換水準を下回る水準が続いていますが、その背景について示したものが次のページからの何枚かの資料です。

17ページを御覧いただきますと年齢階級別未婚率ということで、いずれも未婚率が上昇していきまして、例えば男性の生涯未婚率は20%を超すということで大きく上昇してきているということです。

18ページを御覧いただきますと、初婚年齢が男性、女性ともに上がってきています。更に、出会い年齢、平均交際期間についても延びてきているという資料です。

19ページをお願いします。出産年齢につきましても高齢化してきており、特に第一子の平均出産年齢が30歳を超してきている状況です。更に、理想の子ども数と実際の

子ども数について、希望と現実に乖離が見られているというものが右側の資料です。

20ページを御覧いただきますと、家族類型が変わってきているということですので、かつてのように夫婦と子どもの世帯というものが世の中の代表であったという状態から、一人世帯あるいは夫婦のみの世帯という類型が増えてきているということで、家族類型の多様化、小規模化が進んでいるということが見てとれる数字です。

21ページを御覧いただきますと、これは年間収入階級別に世帯数の分布を見たものでして、これを見ていただきますと一番左のグラフが典型ですが、特に若年の世帯におきまして、全体的に収入が落ちてきています。最も大きな値があった収入が400～500万円であったものが、この20年間で300～400万円になり、若年層の収入が落ちてきているということが見てとれるということです。

22ページを御覧いただきますと、これは年収と結婚の関係でして、左側を見ていただきますと、年収が300万円というところを境にして、既婚率が極端に下回っている、10%を下回るという状況であるということ。更に右側ですが、結婚生活をスタートさせるに当たり必要であると思う年収ということで、20歳、30歳代の9割以上が300万円以上は必要であると回答しているという状況です。

23ページにつきましても同様でして、非正社員は、正社員と比較して結婚している割合が低い、あるいは希望する子供の数、実際の子供の数ともに正社員の方が多いいった姿が示されています。

24ページを御覧いただきますと、正規・非正規雇用者の問題です。お分かりのように、非正規雇用比率が上昇傾向にあるということですので、右側には近年の非正規雇用者数の増加の要因分析があります。60歳以上の男女、59歳以下の女性が大きく増えているわけですが、15～59歳の男性はこの分野でも増加が見られるという状況です。

25ページは、雇用形態別の年齢別賃金水準です。正規雇用労働者につきましては、上のグラフであります。勤続年数に応じて賃金が上昇するというものに対して、非正規雇用労働者の場合には年齢などに関係ない賃金体系となっています。更に、年収の水準につきましても、20歳、30歳代のところでは、正規雇用労働者のおおむね6割という低い水準になっているということです。

26ページでは、独身でいる理由の中に、結婚資金が足りないといったことを理由とする方が非常に多いといった状況が分かります。

以上が昨年、様々な形で見ていただいた経済社会の構造変化の中の代表的なものを一部抜粋したものです。

27ページ以降に「所得税の構造の国際比較」という資料をつけています。

28ページが日本の所得税の構造のイメージです。ここで特徴的なのは、まず収入の種類ごとに控除があることです。左から2列目ですが、所得計算上の控除のうち、給与所得控除が収入の約3割、公的年金等控除が収入の約5割ということで、この部分に極めて大きな控除が存在するということが日本の所得税制の特徴です。

めくっていただいて、29ページにアメリカの例をつけていますが、ただ今の例と比べますと、所得計算上の控除といったようなものは存在しておらず、基本的にこの中ほどに、所得控除とありますが、ここで人的控除がかかってくるということです。この人的控除の一番下の絵のところを見ていただきますと、右肩、角が切れていますが、所得金額の増加に伴い、通減・消失型の控除があるということです。

30ページをお願いします。イギリスにつきましてもアメリカと同様の形です。

31ページを御覧いただきますと、ドイツの例です。ドイツにつきましても、左から2列目、所得計算上の控除というものが日本と同様にあります。ただし、御覧いただきますと、給料、賃金につきましても、約13万円、年金につきましても約1万円ということで、日本に比べると水準が極めて低いということです。

中ほど、所得控除のところを御覧いただきますと、基礎控除は存在しないということで、その代わりに右側、税率構造に目を移していただきますと、ゼロ税率という仕組みが入っているということです。

32ページにフランスの例をつけています。ドイツと似たような形です。

更に33ページ、カナダの例です。カナダにつきましても、一番右側の税額控除という欄を御覧いただきますと、人的な要因による担税力の減殺の調整ということを目的に、このような形の税額控除が設けられているということが特徴的なところです。

以上が各国の所得税の構造です。

34ページ以降が、本日、主に御議論いただくテーマについての資料です。

35ページに、配偶者控除の経緯を示しています。配偶者控除の性格ですが、これは過去の政府税制調査会での整理を改めて掲げさせていただいていますが、納税者が一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力、担税力の減殺を調整する趣旨で設けられているということです。かつては1人目の扶養親族として扶養控除が適用されていましたが、夫婦は相互補助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があるといったことなどに鑑みまして、昭和36年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設されて現在に至っているということです。

36、37ページは今のところのバックグラウンドです。省略しまして、38ページを御覧いただきますと、この絵も様々なところで御覧いただいています。現在の配偶者控除、更に配偶者特別控除の仕組みを図示したものです。

39ページをお願いします。いわゆる103万円の壁についてということで、配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが就労抑制につながっているのではないかという議論です。これにつきましても、配偶者特別控除の導入により、いわゆる手取りの逆転現象が生じない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁ということについては下の図にありますように解消しているという整理ですが、なお心理的な何らかの壁のようなもの、あるいは40ページですが、企業における家族手当の支給等が影響しているのではないかという指摘があります。これにつ

きまして、この資料は家族手当の支給状況ですが、②のところ、配偶者の収入による支給制限が設けられており、多くのところが103万円あるいは130万円といったところを収入制限にしているということが見てとれます。

41ページをお願いします。こちらは、いわゆる130万円の壁という社会保険料の問題ですが、これにつきましては、本年10月から一定の大企業につきまして基準が変わり、130万円という基準が年収106万円ということになっていくわけですが、更に厚生労働省では、この適用拡大を進めていくということで、現在、継続審議ということで国会に提出されています法案の中身がここにあるものです。

中ほどの右側の黄色いところを御覧いただきますと、501人以上の企業につきまして本年10月から適用拡大が行われるわけですが、これを500人以下の企業につきましても労使合意に基づくこと等により適用拡大を図っていくということで、社会保障の分野でもこのような取組が並行して行われているという御紹介です。

42ページを御覧いただきますと、主要国における制度との比較です。日本のところを御覧いただきますと、一番下に配偶者控除ということで、配偶者の存在を理由に追加的に認められる控除というものですが、このような形の控除はここにあります主要各国ともありません。これはアメリカ、ドイツ等を見ていただきますと、個人単位課税と夫婦単位課税、いわゆる実質的な二分二乗方式の選択制というものをとっていますので、この点は実質的に手当てされているということです。

イギリスにつきましては、一番下に注6というものがありますが、イギリスでは配偶者の一方が自らの基礎控除を全額使い切れなかった場合、その残額を他方の基礎控除に移転することができる、いわゆる移転的基礎控除というものが最近導入されているということです。

更に43ページ以下を御覧いただきますと、これが最初に言及しました第一次レポートの概要です。改めての御説明は省略しますが、43ページの2ポツの所で、現行の配偶者控除に関する問題点が整理されて指摘されています。

44ページ以下で、まず44ページが選択肢Aですが、配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充という案。

45ページを御覧いただきますと、選択肢B、いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充という案。

更に46ページを御覧いただきますと、選択肢Cということで「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充という案が世の中に示されていまして、既に2年近くの時が経とうとしています。

46ページの下段、4ポツのところですが、上記のいずれの選択肢が望ましいかについては、今後幅広く丁寧な国民的議論が必要。今後の議論によって、更に新たな選択肢が提案されることも考えられるということが記載されています。

2番目の○ですが、改正全体としては、税収中立あるいは財政中立を念頭に行って

いく必要があるということ。

3番目の○ですが、社会保険制度や企業の配偶者手当制度による世帯の手取りの逆転現象がより大きな影響を与えるため、このような制度についても十分検討を進めることを強く求めたいという指摘をいただいています。

以上が配偶者控除の関係の基礎的な資料です。

47ページ以降は「所得控除方式の見直し」です。

48ページをお願いします。所得税における税負担の調整ということで、所得税負担の累進性は主に控除の在り方と税率構造の組み合わせによって実現されているということで、図にあるとおりです。詳細は省略します。

49ページを御覧いただきますと、現在の所得税の税率構造です。最高税率45%、最低税率が5%ですが、5%、10%までの方々で人数的には8割を超えるといった構造になっているということです。

50ページをお願いします。これはOECD諸国における個人所得課税の最高税率を上から順に並べたものでして、御覧いただきますと、日本は上から3番目ということで、最高税率ではかなり高い水準になってきています。

そこで、51ページ、人的控除の種類、概要について並べています。今、申し上げましたように、最高税率は極めて高い水準にあるということです。このような最高税率の見直しを含む限界税率の引き上げについては留意が必要で、むしろ所得控除方式を採用している諸控除を見直して、税負担の累進性を高めることを通じて低所得者層の負担軽減を図っていくことを中心に検討すべきであるということが今年の論点整理で指摘されているということです。これを受けまして、所得控除の見直しという議論が出てきています。

52ページを御覧いただきますと、昨年御議論いただきましたように、日本は所得控除方式ですが、ドイツ、フランスではゼロ税率、カナダでは税額控除、更にアメリカ、イギリスでは所得控除ですが、所得の増加に応じて控除額を逡減、消失させる方式を採っているということで、このような国々の制度も参考にしながら、日本における所得控除の在り方を検討していくということであろうかと思えます。

53ページですが、所得税あるいは住民税の総所得金額なり税額等を基準に、ここにありますように、様々な制度が成り立っています。したがって、所得税の在り方を検討していく際には、このような制度への影響も十分に考慮していく必要があるということをつけ加えさせていただきます。

国税の部分の説明は以上です。

### ○中里会長

小野課長、ありがとうございます。

続きまして、総務省自治税務局池田市町村税課長、よろしくをお願いします。

### ○池田自治税務局市町村税課長

総2-2と書いてあります「説明資料〔個人住民税①〕」で個人住民税関係の御説明をさせていただきます。

資料の構成は所得税とほぼ同じです。1ページ以降が「これまでの経緯」です。2ページは、昨年11月に取りまとめいただきました論点整理の中で、個人住民税関係の概要をまとめています。左の枠ですが、個人住民税については、○の1番目として、地方公共団体が社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠。

2番目の○ですが、個人住民税は地域社会の会費的性格を有している。すなわち均等割が存在している。所得割が比例税率である。更には、低めの課税最低限が設定されている。

3番目の○ですが、社会保障や福祉の制度の適用基準などに個人住民税の課税、非課税、所得金額等が広く用いられているという御指摘があり、右の枠ですが、地方公共団体の財源の適正な確保という観点が極めて重要。また、個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果には制約があることに留意する必要。更には、マクロでの財源確保とあわせ、税収の地域間格差が拡大しないことにも留意する必要。このような御指摘をいただいているところです。

3、4ページは、その論点整理の本文です。

5ページ以降は「働き方や家族のあり方をめぐる構造変化」で、人口減少や高齢化が地域において様々な様相で進展しているといったことを示す資料です。

6ページは、人口の変化です。

7ページは、合計特殊出生率の変化、地域ごとのばらつきなどを御確認いただければと存じます。

8ページは、都道府県別の65歳以上の人口の割合の変化です。平成27年では、秋田県をはじめ12県が30%を超える高齢化率になっている状況です。

9ページは、都道府県別の女性の労働状況です。潜在的労働力率－有業率は、働きたい希望はあるが、現状働いていない女性の割合を示しており、日本海側の地域において比較的割合が低くなっていますが、首都圏や関西圏などの都市部でこの割合が高くなっているという状況です。

10ページ。平成22年の共働き世帯の割合は、全国で32.5%となっていますが、北陸など日本海側の地域では、40%を超えている一方、都市部では割合が低くなっています。

11ページは、都道府県別の雇用者に占める非正規雇用者の割合の推移です。平成9年に比べて平成24年は、各都道府県とも非正規雇用者の割合が高くなっているという状況にあります。

12ページ以降が「就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築」です。

13ページ。配偶者控除の性格や扶養控除から独立した経緯は、所得税と同様です。所得税との相違点は、配偶者控除の控除額が所得税38万円に対して個人住民税は33万円となっているところです。

14ページ。配偶者控除、配偶者特別控除の仕組みも所得税と同様です。左の「納税者本人の受ける控除額」の目盛りが先ほど申し上げましたとおり、控除額が33万円となっていますが、配偶者の給与収入が103万円以下の場合を対象としているところは所得税と同一です。

15ページ。いわゆる103万円の壁が配偶者特別控除の導入により、世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっているところは所得税と同様です。

16ページは、一昨年11月の第一次レポートの中から個人住民税における控除額をイメージ化したものです。

17ページは、個人住民税における配偶者控除の都道府県別適用状況です。分母を納税義務者、分子を配偶者控除の適用者数としています。10ページで、共働き世帯の割合を御紹介いたしましたが、それとおおむね表裏の関係にあり、共働き世帯の割合が高い日本海側の地域では、控除の適用割合が低くなっています。一方で、東京を除く都市部では、配偶者控除の適用割合が高くなっているという状況にあります。

18ページ。冒頭申し上げました論点整理でも税収の地域間格差を拡大しないことにも留意する必要があるという御指摘を受けています。個人住民税は比較的偏在度が低い税目ではありますが、約2.7倍の差が存在しています。

19ページ以降が「所得控除方式の見直し」です。

20ページ。個人住民税の税負担の調整は、税率ではなく、主に控除のあり方によって実現しています。右の吹き出しのとおり、課税所得に対して比例税率、標準税率10%を適用しています。

21ページは、個人住民税における税率構造の推移です。以前はいくつかの段階がありましたが、三位一体改革における3兆円の税源移譲の際に、個人住民税の応益的性格を明確化するために平成19年度分から10%の比例税率となっています。

22ページは、税源移譲時の税率構造見直しの資料です。

23ページは、比例税率をとった場合の所得課税における負担調整制度の効果です。個人住民税は比例税率ですので、負担調整効果という観点から見れば、所得控除をとっている①の場合、③や④でゼロ税率や税額控除をとった場合、いずれも同じ効果になるということです。

24ページは、人的控除の種類及び概要です。個人住民税の人的控除については、地域社会の会費という基本的性格から、基本的な体系は同様としながら、その金額は所得税よりも低く設定しています。

25ページ以降は、社会保障の各種制度に住民税の所得金額などが使われているという資料ですが、25ページは給与所得者の場合の税負担のイメージです。これは単身のケースですが、収入金額100万円のところでまず個人住民税均等割が課税され、その後、個人住民税所得割、所得税の順番で課税されることになります。個人住民税は課税となる対象を広くとっているということです。

26、27ページは、所得情報を活用している社会保障制度等です。26ページは給与所得者のケースのイメージです。収入に応じて適用の異なるものとして、教育分野の就学援助や、福祉分野の児童扶養手当、保育料、更には公営住宅といったものがあります。また、収入に応じて比例的に負担が変化するものとして、介護保険料、医療保険料などがあります。このような制度の基準に個人住民税の総所得金額などが用いられています。

27ページは、公的年金等の受給者のケースのイメージで、国民健康保険料や介護保険などの給付の判定、給付額の決定に個人住民税の総所得金額などが用いられています。

28、29ページは、これまでの個人住民税の控除についての御指摘、法律の規定を抜粋しています。

28ページは、税制抜本改革法です。個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格を踏まえ、(1) 応益性の明確化、税源の偏在性の縮小等の観点から、比例税率を維持することを基本とする、(2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であることを踏まえるということが書かれています。

29ページは、政府税制調査会の過去の答申における、個人住民税における控除の考え方の抜粋です。

個人住民税の説明は以上です。

#### ○中里会長

池田課長、ありがとうございました。

それでは、お二人から詳しい御説明を頂戴したところで、委員の皆様から自由に御質問、御発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。

では、大竹特別委員、どうぞ。

#### ○大竹特別委員

大竹です。

今回の御説明全体につきまして、ご説明の中で配偶者控除の効果について強調されていることと最近の配偶者控除の変更に関する報道における説明が随分違うということと、本日の説明の中にありました配偶者控除の改革についてのA、B、Cの三つの案は改革の目的と手段が対応しているものなのかどうかということをごここでもう一度確認したいと思います。現行の配偶者控除制度は、配偶者特別控除制度が出来て以来、税制が既婚女性の労働供給に直接影響を与えるという部分は非常に小さいということが、何度も本日の資料でも書かれています。また、経済学者のいくつかの研究や林特別委員の研究でも明らかにされています。

しかしながら、この資料でもあるとおおり、103万円以下のところで就業調整している

既婚女性が多いということは事実で、103万円の壁というのがある。その理由としては、企業の配偶者手当が103万円に連動しているケースが多いからだろうと言われているわけです。

そうすると既婚女性に103万円以下になるように就業調整をさせないようにするための仕組みとして、配偶者控除制度をどのように変えるべきなのかということは、結局、企業の配偶者手当制度を103万円のところから変えるか、配偶者手当を廃止させるような方法で一番良いものを選ばれるべきです。3つの案のうちどれが一番効果的なのかという観点が必要だと思います。また、税制を変えることが一番良いのか、あるいはもっと別の手段でするのか。今でも配偶者特別控除の存在で就業調整がなくなる、税制上では小さいと言われていても、5万円刻みになっているので非連続であることは間違いない。そこで、もっと連続した1万円刻みにするなどという方法もあると思います。何が就業調整をしている原因かということに対して、一番良い制度変更というものを考えるべきで、そこからずれていることを幾らしたとしても、また、税制変更したとしても配偶者手当制度の103万円という基準が仮に企業に残ってしまえば、全く世の中の女性の働き方に影響を与えないということで意味がなくなると思います。今日の報告を聞いていても思いました。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、大田委員、いかがですか。

#### ○大田委員

今の大竹特別委員の御発言に関係しますが、配偶者控除の見直しの目的と申しますか、意図が就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築と変わっていたことに大変驚いています。就業調整をしなくて済む仕組みの構築であれば、配偶者特別控除ということになります。それ以外の仕組みとしては、大竹特別委員も言われた企業の対応や社会保険料の対応です。私は、配偶者控除を見直す趣旨、目的というものは、単に就業調整をしなくて済むようにということではなく、これだけ共働きが増えた中で、専業主婦の人がパートタイマーになり、あるいはパートタイマーの人がフルタイマーになり、またパートタイマーになるという、その壁を低くする、税がそれを阻害しないようにするという公平性、中立性の観点なのであると思っています。何のために配偶者控除を今、見直すのかということは、改めて確認をしておきたいと思います。

2番目に、今、世の中では夫婦控除に移行するような感じで議論が出てきていますが、私自身は夫婦であるということに対する支援というものを税制上どのような意味で捉えるのかということがよく分からずにいます。

独身の男女が二人いる場合と夫婦が二人いる場合とで経済上の担税力と申しますか、位置付けはほとんど変わりません。しかし、そこに子供が生まれると大きく変わりますので、個人単位課税の下で世帯としての配慮を加えるものは子育て支援であると思

っています。「安心して結婚し、子供を育てられる社会に」というように混在しているのですが、安心して結婚できる仕組みなのか、安心して子育てできる仕組みなのかという事は税制上の組み方としてはかなり違うと思っています。控除は一度導入すると、変更や廃止ということは極めて難しいですので、安心して結婚できるということを支援するのか、安心して子育てをすることを支援するのかという狙いは明確にする必要があると思っています。

私自身の意見は、安心して子供を育てられるというところに支援をすべきだと思っています。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

諸富特別委員、どうぞ。

#### ○諸富特別委員

このような形で、この政府税調が所得税の構造の大きな改革の議論に着手することになったということは非常に歓迎しております。その中で、技術的な議論の第1回目でもありますし、控除の問題の詳細に入る前に、私自身が所得税全体に関して持っている問題意識から始めたいと思います。

まず、日本における所得税の位置づけ、税収上の位置づけが依然として低すぎるのではないのでしょうか。毎年、非常に巨額の財政赤字で脱出予算を組んでいる中で、所得税の税収調達力を回復するということが非常に重要な課題ではないのでしょうか。対GDP比で所得税収の比率を国際的に見ましても、日本は2013年度で7.8%であるのに対して、大体先進国は12~13%、北欧諸国においては20%近い比率を占めていますので、日本の場合、相当所得税収の占める比率が低すぎないのでしょうか。したがって、もちろん方針は大臣が冒頭におっしゃいましたように税収中立で組んでいくという当面の方針は分かりますが、中長期的には所得税の税収調達力の回復を議論していくべきではないかと考えています。

2番目は、所得税の再分配効果が極めて小さく、様々な研究によって、日本の税制全体として、所得税はほとんど再分配効果を持っていません。所得税ももちろん再分配効果を持っているわけですが、高額所得者、すなわち何千万円か以上になると、逆に自己平均税率が下がっていくという現象が見られます。このような問題をどのように解決していくのかという中で、やはり一つは資料の28ページも書いていますが、日本特有の金融所得を分離課税して地方、国税合わせて20%課税をするということです。これが数千万円以上の所得の方の平均実効税率の逡減というものに大きく由来しているわけですが、ここを例えば、本来ならば総合合算課税にすべきですが、せめてドイツ並みの25%にこれを引き上げていくというような課題も所得再分配効果を高めるためには課題になってくるのではないのでしょうか。

そして、もう一つは、今日議論している正に控除です。私自身の問題意識は、大竹特

別委員、大田委員が言われたような角度とはまた違った角度であり、所得税の税収調達力と所得再分配効果を高める上でも、これまで所得控除を使ってきましたが、これを税額控除へ、そして、税額控除だけでは課税最低限以下の方に恩恵が届かないので、手当や給付へという形で切り替えていく長期的なアジェンダを出していくべきではないかと思えます。

その中で、今日の一番メインのところですが、A、B、Cという選択肢が出た中で、この観点からしますと、A-1のように配偶者控除をドラスティックですが、廃止して、むしろ給付へ切り替えます。つまり、子育て支援を拡充するという案が非常にシンプルに見えますし、また、冒頭で申し上げました方向性に合致します。もちろん、子供のいない低所得世帯はどうするのか、ここに書いてあるとおりの疑問が生じるわけですが、給付付き税額控除の創設で対応し、子供の数が増えていくに応じて給付を手厚くしていくというようなことも考えられるかと思えます。

やはり同じ方向からすると資料の45ページにありますように、選択肢の特にB-2のような働き方の選択に対してきっちり中立的な税制にするとともに、所得再分配機能の回復を図るということ、それと同時に、子供を産み育てようとする世帯について支援の拡充を行えるということです。このような税額控除化は、冒頭申し上げた目的に沿って所得税を変えていくということで非常に推奨できる案ではないかと考えています。

主な論点と書いていますように、他の人的控除についても同様な検討が必要になるのではないかという御質問については、私はそのとおり、その方向に行くべきではないか、これをきっかけに税額控除化ということを進めていくべきではないかと思えます。

それでいきますと、46ページにあるような選択肢Cという夫婦世帯にするということとは一つの解決策かもしれませんが、所得控除の持っている問題を解決するものではないということで、余りこれは推奨されるべきではないのではないかと考えています。

#### ○中里会長

それでは、梅澤特別委員、佐藤委員、田近委員の順番で、まず梅澤特別委員、お願いします。

#### ○梅澤特別委員

まず、今お話があった全体の部分で所得税制の再分配機能を高めつつ簡素化の方向に持っていくために、所得計算上の控除と所得控除ではなくて、その税額控除に見直しできないかという大きな問題提起に関しては賛成です。

配偶者控除に関しては、私も大田委員と基本的に同じ意見ですが、何を目的にするかというときに、一つは働き方に中立的な税制、もう一つは、少子化対策ということと定義していいのではないかと考えています。子供を産み、育てるために結婚してほしい

のか、それともただ単に結婚してほしいのかということです。

社会構造の変化に対応して税制を見直しましょうと言っているのですが、今日の前段の議論の中では抜けもれていたポイントがいくつかあると思っています。

一つ目は、妊娠したから結婚するという人たちが年々増えています。数年前のデータでも25%ができちゃった婚と言われていて、実態は恐らくもっと多いのではないかとされています。

二つ目は、離婚率が長期的に上昇傾向にあります。

三つ目は、片親家庭の貧困率が極めて高いのは、我々も昨年、確認したとおりです。これらのことを総合して考えると、どこに政策資源を充てるべきかと言えば、子育て世帯に充てるべきであって、結婚している世帯、シニアも含めて薄く広く充てるべきではないということが私の意見で、そのように考えると、配偶者控除の廃止と併せて夫婦控除を導入しましょうということは、せつかく政策趣旨を実現しようとしているのに別の薄く広く余り効率的ではない政策を代わりに充てているように見えます。是非このところはしっかり御議論をいただきたいと思います。

それに関連して、もう少し分析を深めた方が良いと思うポイントが44、45ページの三つの選択肢ですが、全てに子育て支援の拡充というものが加えられています。ただし、全体で動かせる原資を考えると、A、B、Cはかなり違う話で、Aで言っている子育て支援の拡充とCでできる子育て支援の拡充は、原資が一定であるとしたら全然額が違うはずで、ここがどのくらい効率的に子育て支援に回せるのかということを選択肢別に少し試算することはできないでしょうか。これは事務局への、あるいはこれからの議論の中でのお願いです。

#### ○中里会長

それでは、佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

今回、配偶者控除を入りに、どこまで所得課税の抜本改革につなげていくかということは、恐らくポイントになってくると思いますが、まず、先ほど梅澤特別委員からも出てきている、むしろ子育て支援の方の充実に充てた方が良くはないかということです。配偶者控除を縮減して、他方、子育て支援に充てたらどうかということについては私もイエスであるとは思いますが、ただ、前提条件になっているものが税制と給付の間の連動であると思います。

つまり、実はこの政府税調では前提条件は税収中立であるはずとずっと言ってきていますが、もし給付の方に充てるということであれば、むしろ財政中立という考え方でいかなければならず、もちろん配偶者控除を廃止した分の原資をしっかりと子育て支援に充てますという体系を担保しないといけません。一番わかりやすい例は、給付付き税額控除ですが、余り言葉としてポピュラーではないので、要するに給付と配偶者控除を廃止して浮いた財源がしっかりとこのような形で子育て支援という形、すなわち、

児童手当の拡充や児童扶養手当など、その手当に回っていますということを担保するスキームを作らないと、恐らく国民目線から見ればただの増税であり、何か知らないうちに子育て支援が増えたということになってしまいますので、そこは気を付けた方が良いと思います。

私が夫婦控除でも良いと思っていることは、できちゃった婚も増えてはいますが、日本人の律儀な性格上、夫婦を形成することは子どもをつくる第1ステップになっているということですので、一つの方法として夫婦控除は有効であると思います。ただし、それに所得制限を設けるというところで、恐らく制度的に気を付けないと、ただ単にややこしくして、また別の壁を作るだけであるという気がします。

本当の主眼はどこかというところ、控除の仕方のところが大きなポイントであると思っています。先ほど諸富特別委員からもあった再分配機能の強化ということ、一方では、財政中立で良いのであれば、財源確保という観点から見ても、やはりある程度、今の所得控除を少なくとも人的控除については、まずは税額控除化させていくということが一つの大きな課題であると思っています。配偶者控除については、税額控除化した場合にどのようなのかという議論はありますが、ただ、配偶者控除だけ税額控除化して他のところは所得控除のままであると、これも制度を複雑にするだけですので、やはり制度のある程度の簡素性と一貫性を担保するという観点から見ても、見直すなら人的控除全体を税額控除化していくという方向に踏み切らざるを得ないという気がします。

したがって、全体として言えることは、配偶者控除という入り口は狭いが、出口は、今言った、給付との関係をどのように捉えるかということです。もし、子育て支援の方に充てるということであれば、給付との関係をどのように担保するのかという問題があります。また、仮に夫婦控除であるとしても、それは税額控除化という方法を採用しないと、減税額、減収額も大きくなりますし、所得再分配機能の強化にもならないということになるので、その点においては非常に大きな改革につながりますし、我々としてはどれと決め打ちするべきではないのかもしれませんが、いくつか大きなビジョンを見せる必要があると思います。

最後に、103万円は壁ではないという言い方は気を付けた方が良く、壁を作っていると思います。103万円が結局ベンチマークになって企業は手当を決めているので、やはり103万円を無くしてしまうということは一つの方法であると思います。そうすれば企業が自分の基準、価値判断で家族手当の支給基準を決めれば良いということになりますので、税制がベンチマークを作っている典型例であると思います。

#### ○中里会長

御発言の御希望が多いですが、まず田近委員にお話をお聞きして、それから神津特別委員、上西特別委員、小幡特別委員、林特別委員、山田特別委員の順番でお願いします。

田近委員、お願いします。

### ○田近委員

既に多くの議論が出てきましたが、やはり私も最初、大竹特別委員が指摘されたことが一番気になっていて、ここで議論する論点は何かということで、繰り返しになると思いますが、私の考えを述べさせてもらいます。

二つの論点があり、昨年から行っている実態調査的なことから、若年の人たちの所得が減っている、それが子どもを産み育てることを困難にしているかもしれないということです。若年低所得者に対する支援をどのようにするかということが一点と、もう一つは、働き方がキャッチアップされてきて、女性が就業調整をしなくて済む仕組みをどのようにしたら良いかということが議論されています。若年低所得者に対する対策として、昨年、我々はこれをイメージしたと思いますが、配偶者控除に関してA案、B案、C案を出してきました。そもそも配偶者控除の問題として、配偶者が例示的に言えばパートで働いている妻、納税者本人というのは夫として、その夫の所得が片稼ぎあるいはパートの場合でも、夫の所得が高い時に配偶者控除が適用されるとそれは不平等ではないかという控除に関する本来の問題がありました。

A案は、そのような配偶者控除の本来の問題を踏まえて、梅澤特別委員や大田委員も言ったように、本来は低所得者の人たちが子どもを産み育てる環境を整えることですので、今、言った配偶者控除の問題もありますが、それはもう配偶者控除を廃止して、子育てを支援していけば良いのではないかというものがA案でした。

B案は飛ばしますが、配偶者控除はどうしても無くせないと思います。これは家庭にいる奥さんの内助の功を考えると、経済的な理屈についても様々議論しましたが、配偶者控除を廃止することはできません。では、そのような制約の下で考えた時に、やはり103万円で配偶者控除が無くなることはおかしいと思います。したがって、配偶者の所得を青天井とは言いませんが、今日の資料で言えば200万円か250万円ぐらいまで上げてあげれば良いのではないかと思います。

だから、私の整理は、論点として、若年低所得者対策として配偶者控除をどのように考えるのかということです。それは廃止してしまって子育て支援にすることや廃止することはできないということが前提ならば、C案というものは必然的に出てくるアイデアの一つであると思って聞いていました。

そのため、個人的には子どもを産み育てるということならば子育て支援というものをしっかりと拡充していけばいいと思いますが、ただ、考え方としては、配偶者控除に対する制約をどこまで考えるかということです。

第二点は、女性の就業調整は、今、佐藤委員もおっしゃっていましたが、今日の資料でも配偶者控除が足を引っ張っているわけではないということは明らかです。ただし、今回の資料で多少足りなかったと思うことは、39ページに財務省サイドで、前から出ているもので、これは何を言っているかということ、横軸に配偶者の所得があつて、縦に

世帯の手取り収入です。これに実は社会保険料や手当を含めて考えると、皆さんおっしゃっているようにここで段差が起きるわけです。この段差は制度的に起きてしまっています。それを是正するためには企業の家族手当をどのようにするのかということです。そして、一番大きな問題であると思うことは、社会保険料が130万円あるいは106万から始まる場所で、どうしてもすごく大きな段差が起きるわけです。10万円以上の段差が起きます。そこはどのようにするのでしょうか。

そうすると、問題は非常に大切なところに来ると思って、低所得者の人たちから社会保険料を取る時に、そのまま取っていいのでしょうか。取る限りは段差が起きてしまいます。それを滑らかにするためには、税額控除的なものが必要になるかもしれないということで、低所得者対策として考える時にはA案、C案がありますが、基本的には配偶者控除に対する我々の認識をどのようにするのか、それが無いということ的前提に議論するのか、あるいはそれは制約として前提としなければいけないのかということです。

第二点の就業調整についてのやはり大きな問題は、社会保険料に対して低所得者の社会保険料をどのように考えるかということです。そのような論点であると思って考えています。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、神津特別委員、お願いします。

#### ○神津特別委員

三点申し上げたいと思います。

一点目は、所得再分配機能の強化に関してです。今回の個人所得課税改革では、子育て世代の活力維持や働き方への中立性、公平性の確保などの課題があるということだと思いますが、日本の税制の所得再分配機能が著しく低くなっている現状に鑑みますと、所得再分配機能の強化に本格的に取り組む必要があると考えます。

具体的には、人的控除を現行の所得控除から税額控除あるいは社会保障給付に振り替えるということや、ある一定の高所得のところから逆進的になっている所得税の負担率を是正するために金融所得への課税を強化する、このようなことが重要ではないかと考えます。

二点目としては、就労促進に関わる税制の検討という視点です。配偶者控除による就労抑制ということについては、配偶者特別控除の創設によって、制度上は既に解消されているということですので、何のための見直しかということについて認識を共有する必要があるということであると思います。

加えまして、今後の超少子高齢化社会の中では、女性に限らず全ての働く人たちがより一層活躍できるように税制面での支援というものが重要であるというように思います。したがって、配偶者控除の見直しとともに、複数の国で採用されている労働政

策、特に就労促進を目的とした控除、給付の導入について議論することも重要であると考えます。

三つ目ですが、いずれにしても、制度改革ということに伴って、これをどのように提示していくかということとして、この制度の見直しの際には、どうしても税負担の増減という問題が避けられないでしょうから、そのことが社会の分断あるいは不信感の増大、そのようなことにつながらないように、どのような影響があるのかということについて明確にしながら、その必要性、妥当性について、社会保障給付との関係なども踏まえて、国民的なコンセンサスが得られるよう、丁寧かつ十分な議論が行われるべきであるということです。

特に、そのようなことを頭に置く中で、就労促進が進むということが社会全体の中で経済の面あるいは財政の面におきましても、どのような効果が期待できるのか、あるいはあるべき姿、目標感というようなことも含めて、それとの関わりを含めて提示をするということが一つのポイントであると思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、上西特別委員、お願いします。

#### ○上西特別委員

個人所得課税は、個人単位での課税が基本です。そのことを前提として、働き手でない方や一定の所得に達しない方などについては、同一生計親族という枠内において世帯単位で所得控除を行っているわけです。そのため、原則は個人所得課税であるべきであると考えます。

これに対して、社会保障の給付は世帯単位で行うことが適切であり、また、現状そのようになっています。ここで子育て支援ですが、子育て支援の観点から考えますと、税制でも当然のことながら対応すべきかと思いますが、税制に余り期待、役割を持たせすぎることには限界があります。むしろ社会保障給付の方がより効果的に行うことができると考えています。

次に、働き方に対して中立的な税制を構築することがよりメインかと思いますが、A案、C案のいずれかが適切であると思います。以前、私は、A案に賛成していました、現状もそうなのですが、個人を基本とする所得税制の中での新たな世帯単位を基本とする控除を創設することには慎重であるべきと考えています。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

小幡特別委員、お願いします。

#### ○小幡特別委員

既にもう各委員から様々な御指摘があったところで、私も賛成ですが、基本的には、配偶者控除の話は働き方に関連付けられると言っても、本来、配偶者控除は男女中立

なので、女性の働き方だけの問題ではないと思います。ただ、確かに財務省の説明資料の14ページ、15ページというのを見ると、夫のフルタイム、妻のフルタイムという世帯数はむしろ減少していて、夫のフルタイム、妻のパートタイムの世帯が増加しています。しかも15ページでは、パート収入が100万円までや150万円までというものがほとんどであるという実態があります。今、この状況の中で、就業調整を意識しないで済む仕組みをとるところでこの話が出てきているわけですが、正にここの層が直接影響を受けるところになります。つまり、これから行おうとしていることをどのように見るべきかということについて、客観的状況をふまえてよく考えておかなければいけないと思います。

税金にこのような配偶者控除の103万円があるから就業調整をしているとも必ずしも思われないので、もっと様々な企業の家族手当など、社会保険料は改正が10月からあるようですが、さらに、働きたくても働けない状況、保育所も含めて、様々な社会環境があってそのような状態に陥っていると思います。そのため、ここで一つ税金の方で改革することによって全てうまくいくというわけではないのですが、ただ、先ほどから指摘がありましたように、やはり税金がこのように一種のベンチマークのようなものを設けていることにより、他のところに波及しているということは確かにあると思います。そのようになると、一つ税制を思い切って改正するということは一つの考え方であると思いますが、ただ、先ほど申しましたように、直接影響する大きな層に対して、A案、B案、C案を含めて考えていくのはやむを得ないという感じがしています。

そのため、直接影響を受けるところに対して、どのように対応していくのか。単純にもっと働けばよいのですとか、もっとあなた方は働いて暮せばよいですということだけ言って済むかという問題ではないと思います。そうすると、C案などもあると思います。

夫婦か独身かという話がありますが、少子化対策について、典型的な場合を考えれば、やはり夫婦になって子供ができるというのが一般的ではあるので、そこで全体の少子化対策の政策からすれば、夫婦になるということに対して、ボーナス的なものを与えるということも一つの考え方ではないかと思います。

税額控除、所得控除の話で、確かに日本は主に所得控除ですが、それを税額控除にして、その場合にも所得制限を設けるかなど様々な話はいえます。本来は今回の改正で低所得者層に手厚くというようなことを考えれば、少なくとも所得控除よりは税額控除にすべきであるという方向になるとは思いますが、最後のところに、総務省の方にも財務省の方にもありますが、様々な手当等は今所得金額が基準になっていまして、そこは技術的な話かもしれませんが、ただ、例えば住宅ローンの税額控除など様々な税額控除は他方で多く存在しているところで、何を基準とするかということ、今までは所得額を基準にしてきました。課税所得のところは技術的なものということだ

けで割り切れればよいのですが、そこの他への様々な制度との関係で、要するに捕捉している所得の捉え方で多少目配りをする必要があるように思っています。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、林特別委員、お願いします。

#### ○林特別委員

ありがとうございます。

まず、配偶者控除を議論する場合の就業調整の件です。これは私も前からここで申し上げていたと思いますが、やはり大竹委員がおっしゃるように、ロジックとしては弱い感じがします。これは政府として働き方にフォーカスしているので、そこを強調するということは理解できるのですが、経済学的には、就業に対しては税制自体が歪みを与えているものなので、議論の持っていき方としてはあまり生産的でないという気がしています。

やはり税制を考える場合は、正面から公平性というか垂直、水平、両方含めてですが、公平性の議論から、現行の配偶者控除を評価すべきではないかと思っています。このように考えると、少なくとも現行の所得控除方式の配偶者控除というものは望ましくないということは明らかな点であると思います。他の控除を変えとしても、少なくとも税額控除方式を採るべきではないかと思っています。

もう一つ、税の再分配機能の強化という点についてです。先ほど上西特別委員からも御議論があったと思いますが、税に対しては、所得再分配のうち特に「配る方」はあまり期待することができなません。税は取ることはできますが、給付付き税額控除を導入するのであれば別ですが、現行の制度では「配る」ことはできませんから。地方交付税は配ることができますが、取ることはできないということと反対の意味でそうです。したがって、やはり再分配というよりも結局、財源調達機能の強化に力点を置く必要があると思います。その財源調達を、より所得を持っている人から多額に行うという観点から見えていくべきであると思います。

そのように考えると、税の中だけでは配ることはできないので、所得再分配を強調なさるのであれば、やはり税収中立という言葉が出てきますが、税収中立ではなく、恐らくネットでは税入を増やさなければならないと思います。つまり、税の中で所得再分配効果を行うための税収中立という形で収めるのではなくて、所得税の財源調達能力というものを重視して、どちらかという税収がネットプラスになる方向で取ってきて、これから増大するであろう今後の給付～そのデザインというものは、また別に行う必要はあると思いますが、つまり、これから増えるであろう歳出に備えるべきであると思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

山田特別委員、翁委員、田中特別委員、岡村委員の順番でお願いします。  
それでは、山田特別委員、どうぞ。

### ○山田特別委員

話す機会をいただきまして、ありがとうございます。

3年間議論してきた結果から今になっているのではないかと思います、どうも議論が矮小化といいますか、小さいところに入り込みすぎているような気がしています。

今まで長いこと行ってきた税制というものは、ある意味で成功を重ねてきた、その結果が今の日本のここまでの成長であったとは思いますが、制度というものは制度疲労を起こしますので、今、明らかに日本はもう崖っ縁に来ているわけですから、もっと大胆にスピーディーに、かつ公平にという、この言葉をベースに我々ももう一回、議論をしたいと思いました。

もちろん、細かな点では負担能力のある者にもっと負担を、それから、子育て世帯を中心とする若年層や低所得者層の負担を軽くして子育てがしやすくなるようにというコンセプトのためには、例えば、税額控除の制度の方が良いのではないかと私は思います。少し税とは外れますが、社会保険の点でも若年層の負担をもう少し軽くできないか、その財源として、例えば高額医療費などで確か月額25万円であったと思いますが、所得の高い方でもその額を上回る医療費については還付されることになっていると思いますが、自分の命や家族の命を守るための医療費について、高額所得者がそのような制度に依存をしないといけないものなのか、そのように期待するものなのか、高額所得者には抵抗なく個人負担を増やしていただけるのではないかなど、これは政府税調の議論テーマではないですが、そのようなところも少し加味できないものかと感じました。

もう一つ公平という観点から、現在の給与所得控除は、今の俣で良いのかという議論は忘れてはならないテーマであると思います。

### ○中里会長

ありがとうございます。

翁委員、お願いします。

### ○翁委員

ありがとうございます。

配偶者控除の件は、先ほどから大竹特別委員をはじめ何人かの委員の方々がおっしゃっているように、これを大きく今回変えることがどの程度の影響を及ぼすかということについて、おっしゃるとおり様々な意見があると思いますが、恐らく戦後ずっと続いてきたこのような配偶者控除の仕組みを変える、そして、ベンチマークとなっているようなこのようなものを変えていくというシンボリックな意味も少しあると思いますが、働き方に中立ということを目指していくという意味で変えていくということ打ち出す必要があると思っています。

一方で、やはり所得税改革で最も重要なことは、皆様おっしゃっているように、どのようにして所得再分配機能をきっちりと回復するかということであり、最も重要なことは、今、若い方々の子育てを支援していくというところに重点的にサポートをしていくということが重要であり、ここで全ての案に書いてあるように、このような子育て支援を税額控除の形で行っていくということが私も重要であると思っています。

そのように考えますと、私もA案が最もすっきりしているというように思っていますが、C案は、婚外子がこれだけ少ない日本において、夫婦控除にするということが、未婚率が非常に高まっている中で少子化に効果が全然ないわけではないので、その意味では、意味がないわけではないとは感じています。一方で、先ほど梅澤特別委員もおっしゃったのですが、やはり最も重要な子育て支援というようなことに財源が充てられなくなってしまうのではないかとということが危惧されるところです。そのため、そのような最も今、個人所得課税改革に必要な視点は何であるのかということも重視しながら改革を進めていく必要があると思っています。

最後に、税制中立の観点ですが、やはり他の控除項目をどのように縮減していくかという所得税全体像の中で考えていくということも重要であると思っていますが、昨年の秋の論点整理のところでは、資産課税で相続税などそのようなことについても議論をしています。そのような意味で税制中立と言った時に、余り狭い範囲だけでなく、少し広い視野でこの点を考えていく必要があるのではないかと感じています。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

今日のお話のとおり、非常に複雑であると思います。目的は何かということについて、例えば就労促進をどのように考えるか、低所得者対策や少子化対策など、子育て、格差是正といった様々なことが皆様からのお話にもありましたが、いくつかの点は、相反する目的である可能性もあるかもしれないというように思います。その中で、何をどのように選んでいくかということが今回慎重に考えなければいけないと思いました。

例えば配偶者控除を廃止するということが、配偶者控除の役割は何かというように考えた時に、それなりの役割があったものであると思います。それを社会的に就労促進のために要らないのかということ結論を出して良いのであろうかということもありますし、社会的に、例えば家庭という単位で年をとった連れ合いを見ることや子供を育てるという負担を全部社会に任せるのか、それが社会的なメリットになるのかということまで考えなければいけないと思います。ただ、今の流れの中では、やはり就労促進の環境を作るということから、それをどのように考えていくかということが重要なテーマになっていると思います。

そのような意味では、控除が高所得者に有利であるということについては、税額控除の方に考えを変えていかなければならないと思っています。

私としては、では、どのように調整をしていくのかということであれば、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化して、それぞれが税額控除を一定の割合で持っている、夫婦で使うのであれば、それぞれが働いていればそれぞれの分から取り、働いている分で税額控除しきれなければ、妻なら夫の方につけるといようなシフト、Bの形に近いようなシフトにすることが現実的ではないかと思います。

103万円とか106万円の壁とか、必ず壁はできると思うので、それを意識し、悪用されないようにするには、なかなかどのように動かしたところで影響は出ると思います。もっと高額にして、200万とか250万にしてしまえば影響はもっと少なくなるが、支出も多くなるということなので、これは協調し合いながら産業界と一緒に、なるべく意識をしないで運用ができるようなことをせざるを得ないのではないかと思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

岡村委員、お願いします。

#### ○岡村委員

個人所得課税における所得の意味ということから、配偶者控除のことを少し考えてみたいと思います。配偶者控除について考慮すべきことは、例えば相手方に全く所得がないとか、失業していたり高齢であったり障害があったりということでも全く所得がないような場合に結婚する、これは事実婚もあり得ると思いますが、そのような場合に主たる働き手の可処分所得は減るので、そのことを課税上、考える必要があるということです。その考慮は、別に所得控除という方法でなくても、税額控除という方法、給付という方法など、税プラス社会保障ということを通じて、国家と個人との関係においてその人が生きていくだけのものは残さないといけないと思います。このときに、連れ合いがいるということは考慮しなければならないのではないかと思います。

同時に、先ほど田近委員から内助の功という言葉が出ましたが、ある人が所得を稼いだ時に連れ合いがそれに協力しているのではないのでしょうか。したがって、その人が外部から獲得した所得の中には相手方の貢献部分が入っているのではないのでしょうか。それに対して累進課税が行われるという問題についての調整ということがあると思われます。

しかし、逆に二人で住んでいることによって、帰属所得が発生します。つまり、御飯を作ってもらったり、掃除をしたり、そのようなことがあって、これらによる利益を帰属所得といいます。これには課税をしていません。この帰属所得というものは、高額所得の方が大きく発生しているということが言われていますので、先とは逆の方向で、配偶者控除のようなものは廃止した方が良いというような話につながると思います。

いずれにしても、丁寧な議論をするということで、この三つの要素のバランス的な議論が必要であると思います。本当は実証が必要であると思いますが、直感的に考えると、高額所得者についてたまたま相手方に所得がないということですと配偶者控除を適用するということがいかなものかと思えますし、逆に、全く所得がないにもかかわらず、特にA案でもって一文もあげないということについてはかなり疑問があります。

103万円という数字はシンボリックな要素を持っていると言っていますが、結局、配偶者控除の議論の後、恐らく給与取得控除等の改革の問題も浮上して来ると思われます。38万円足す65万円という計算をして103万円が出ているだけですが、次には65万円の方もまた考える機会が来るかもしれません。一応今回38万円ということで考えてみると、今、言った可処分所得という点から考えて、基礎控除と配偶者控除は同じにしています。そうすると、こここのところをこれまで何人かの委員の方がおっしゃったように、ある程度セットで考えて、国家が最終的に個人に対して幾らの分を残すかというような視点で考えてみた方が良いのではないかと思います。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

井伊委員、どうぞ。

#### ○井伊（雅）委員

事務局へのお願いも含めてですが、やはり議論の大前提として税込中立というものがあると思います。先ほど諸富特別委員や林特別委員がおっしゃったように、ネットでは収入を増やすということについて私は賛成ですが、少なくとも税込中立を考えた時に、高所得者層をどのように定義するかなど、例えばC案の場合には控除の対象が広がる一方で、経済力のある高所得者にどのように負担を求めていくかなどという議論も必要になると思いますし、もう少し具体的に何か数字を出していただいて試算のようなことはできないのかと思いました。44～45ページ、46ページの議論です。

税額控除に関しても今まで出た議論に私も賛成ですが、税額控除の額をどれぐらいにすると税込中立になるのか、具体的な金額を交えた議論はできないのでしょうか。

また、配偶者控除だけではなくて他の人的控除も併せて税額控除化をしないと所得再分配という視点から不十分な議論になってしまいますし、低所得者の税額控除の使い残した分を社会保険料負担の軽減に充てるといったような分析も研究者の間でされていると思いますので、具体的な数字を出していただいて議論の土台にさせていただけるでしょうか。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

山田特別委員、どうぞ。

#### ○山田特別委員

配偶者控除の議論をしている資料で、配偶者控除を無くすという場合は扶養控除が復活するということが私には自然なのですが、それは全く前提に入っていないのですか。

○中里会長

幅広く考えており、決め打ちで考えていません。

では、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

先ほど配偶者控除の見直しはA案と恐らくB案、C案でそれぞれ委員の方々の好み  
が分かれると思いますが、恐らく全体で言えることは、少なくとも今回の見直しでネ  
ット減収になることだけは避けたいと考えています。つまり、単に夫婦控除だけ拡充  
して、蓋を開けてみたら税収減だったということは財政状況あるいは先ほど諸富特別  
委員や林特別委員からも発言があったように、やはり財源調達機能の回復という観点  
から見ても恐らく望ましくないので、少なくとも税収中立あるいは給付を抱き込むと  
いうことであれば、財政中立という概念でいくしかないと思います。そうであれば、配  
偶者控除を拡充するという言い方が正しいのでしょうか。夫婦控除などという形にする  
のであれば、当然他の控除の見直しは必須になってくるということになりますし、あ  
るいは控除の仕方、つまり所得控除の方が高所得者にとって有利なので、やはり税額  
控除化することで実質的には高所得の方には増税という形になると思います。そのよ  
うな形で財源の確保に努めるといういくつかの論点、やはりこの時はこうであるとい  
ういくつかのパターンを見せていくことが必要であるという気がします。

また、最後の就労の話ですが、確かに様々な委員の方がおっしゃっているとおり、配  
偶者控除の見直しだけで何とかなる話ではなく、ただ、私が意外とこだわるのは、103  
万円が思いがけないベンチマークになっている、これはやめたほうがいいというこ  
とは思いますが、ただ、田近委員からもあったように、実は大きな壁は130万円、ある  
いは次は106万円かもしれません。これをどのようにするかとなると、例えば、税制の枠  
の中でできることはありませんと手を挙げてしまうか、あるいは諸外国でよくあるの  
は、ここに勤労税額控除を使うわけです。勤労税額控除と言いますが、あれは様々な給  
付の手当てのカットによる就労へのディスインセンティブを相殺させるためのものな  
ので、例えば、給与所得控除や、今あるいくつかの控除を上手に勤労税額控除化して、  
今、106万円の壁になるか130万の壁になるか分かりませんが、その穴埋めに充てる  
ようなスキームというものは、もし社会保障体系を変えられる、今、手をつけられない  
のであれば、税制でできることとしたら、その辺りの壁を埋めていくということであ  
ると思います。これは就労促進を本当に進めるのであれば大きな議論になると思いま  
した。

○中里会長

大田委員どうぞ。

## ○大田委員

出生率を高めるためには結婚率、婚姻率を高めなければいけないということはそのとおりではありますが、夫婦ということで支援すると、離婚や死別で子供を一人で育てることへの支援がなくなるということも十分に考えなければいけないと思います。

## ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田近委員、どうぞ。

## ○田近委員

要望ですが、先ほど申し上げた今日の財務省資料の39ページのところで、その次に先ほどから出ている、40ページに民間における家族手当、その次に社会保険料の話が出ていて、そうすると、39ページの図に、家族手当、社会保険料負担が増えた時の世帯の手取りの図を加えてもらいたいと思います。就業調整をしている実感というか、ここで起きそうであるという図をもう1枚加えるべきかなと思います。

## ○中里会長

ありがとうございます。

吉川特別委員、どうぞ。

## ○吉川（萬）特別委員

とても難しい問題ですが、私は一番実感していることは、周りの人たちを見ていて、いわゆる103万円のところで就業調整をしている人が多くいるということで、そのような意味では、就業調整がない社会ということは本当に良いことですが、少なくとも15ページのところで、9割が150万円未満の収入ということは、就業調整をやめたとしても、それがぐっと右に来るのかどうかということです。ただし、同一賃金・同一労働ではない今の社会の在り方からすれば、ぐっと来るわけではないです。ほとんどの人がパートで働いている以上、やはり少ししか来ないと思います。

でも、少しではだめで、結局自分で社会保険などを払うといたらやはり200万円を超えないとペイしないということが私たちの周りの人の考え方ですから、仕事がそのような収入しか得られない仕事であるという悲しい現実もまたあるわけですので、その辺りのところ、現実をどのようにしたら良いのかということは私には分からないのですが、でも就業調整のない社会を作るという意味であれば、やはり一面だけを見ていたのでは無理です。同一賃金・同一労働というようなことをもっと進めて、このパートで働いている人たちが本当の意味で働いたことへの収入が得られる社会にすべきですし、それと同時に、私はもともと配偶者控除という制度が作られたことからして余り望ましくなく、もう成年年齢が18歳に引き下げられようという時代ですから、社会の仕組みそのものが大きく変わってきているし、変わろうとしている側から見れば、一面だけではなく、様々なことを見直していくべき時ですし、個人的には配偶者控除は廃止すべきであると思いますし、今までの議論でもそのような意見は述べてきまし

たが、就業調整のない社会といっても、本当は15ページの収入の山が右に寄るとは限らないということも踏まえて議論をしていくべきではないかと思えます。

#### ○中里会長

地域にもよるでしょうが、200万円ということはなかなか大変ですね。ありがとうございます。

よろしいですか。この問題は先ほど麻生副総理がおっしゃいましたが、国民の意識や価値観とも絡む非常に奥の深い問題ですので、丁寧に議論していくということが必要であろうと思えます。幸い、私たちは全員再任ということですので、前の任期においてもかなりインテンシブな議論をやりましたが、それを更に続けることができるわけですから、これからも活発な御議論をお願いしたいと思えます。

神野代理、何かよろしいですか。

#### ○神野会長代理

結構です。

#### ○中里会長

それでは、この辺りで今回の議事は終了したいと思います。

本日は、委員の皆様から個人所得課税の改革に関して、様々な御意見や御指摘を頂きました。その中には、今後議論を深めていくに当たって多くの非常に貴重な視点が含まれていたと思えます。次回は、今日頂いたそのような視点も含め、今後の議論のための論点を少し整理させていただいて、更に議論を深めることにし、また、もう一つの総理から頂いた課題である国際課税についても議論を始めていきたいと考えています。なお、次回の総会につきましては、改めて事務局から御案内します。

本日の会議は以上です。大変お忙しい中、ありがとうございました。